

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 6 月 24 日（火）第3019号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |   |                 |    |
|---|-----------------|----|
| ○有害な図書等の指定  | （青少年男女共同参画課取扱い） | 1  |
| ○森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令                             | （森づくり推進課取扱い）    | 2  |
| ○森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令                         | （森づくり推進課取扱い）    | 4  |
| ○保安林の指定の解除  | （森づくり推進課取扱い）    | 5  |
| ○保安林の指定の解除予定                                      | （森づくり推進課取扱い）    | 5  |
| ○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習                          | （生活衛生課取扱い）      | 6  |
| ○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（通信制）                     | （生活衛生課取扱い）      | 6  |
| ○漁船保険付保義務発生（2件）                                   | （水産振興課取扱い）      | 7  |
| ○団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を相当とする決定                      | （農地整備課取扱い）      | 7  |
| ○政府調達に関する苦情の処理手続の一部改正（※）                          | （会計課取扱い）        | 7  |
| ○鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱（※）                 | （会計課取扱い）        | 9  |
| ○物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱（※）               | （管財課取扱い）        | 10 |
| ○役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱（※）      | （管財課取扱い）        | 11 |
| ○道路の位置指定  | （鹿児島地域振興局取扱い）   | 12 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （北薩地域振興局取扱い）    | 12 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 | （始良・伊佐地域振興局取扱い） | 13 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （始良・伊佐地域振興局取扱い） | 13 |
| 公 告   |                 |    |
| ○落札者等の公告  | （情報政策課取扱い）      | 13 |
| ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（5件）                        | （商工政策課取扱い）      | 14 |
| ○平成26年度職業訓練指導員試験公告                                | （雇用労政課取扱い）      | 16 |
| ○競争入札の参加者の資格に関する公告                                | （管財課取扱い）        | 18 |
| ○一般競争入札公告   | （管財課取扱い）        | 19 |
| 公 安 委 員 会 告 示                                     |                 |    |
| ○遊技機の型式の検定の告示                                     | （生活環境課取扱い）      | 22 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第704号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成26年 6 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24947	平成26年 6月16日	雑 誌	恋愛宣言PINKY vol.24 15166-06	秋水社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24948			petit Rose vol.8 18328-06	秋水社		
24949			恋愛白書パステル 6月号 19625-06	宙出版		
24950			微熱SUPERデラックス 6月号 07689-06	セブン新社		
24951			絶対恋愛Sweet 6月号 15557-06	笠倉出版社		
24952			Young Love Comic aya 6月号 18815-06	宙出版		
24953			Daria 6月号 05839-6	フロンティア アワークス		
24954			花音 6月号 17481-06	芳文社		
24955			COMIC 華漫 6月号 03777-6	ワニマガジン社		
24956			アクションピザッツ 7月号 11419-7	双葉社		
24957			COMIC ペンギンセレブ 7月号 13787-7	富士美出版		
24958			月刊ビタミン 6月号 07653-6	竹書房		
24959			COMIC 快樂天ビースト 6月号 13835-6	ワニマガジン社		
24960			COMIC 失楽天 6月号 13891-6	ワニマガジン社		

## 鹿児島県告示第705号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

鹿児島市、鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、日置市、霧島市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、始良市、大崎町、東串良町、南種子町、屋久島町、大和村、龍郷町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町及び知名町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

平成26年7月25日から平成27年3月20日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
  - (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
  - (3) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条、樹皮及び包装を焼却すること。
- 4 命令しようとする理由
- 1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他
- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
  - (2) 3に掲げる措置を行った者は、平成27年3月20日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
  - (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
  - (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
  - (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
  - (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年月日から 年月日まで	人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第706号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

阿久根市、西之表市、日置市、いちき串木野市及び錦江町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成26年7月25日から平成27年3月20日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

3 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

4 その他

(1) 2に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップャーにより破砕する場合にあつては、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 2に掲げる措置を行った者は、平成27年3月20日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(4) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があつたときは、当該届出者が2に掲げる

措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (5) 知事は、2に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (7) 1の(1)の区域内において松林を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積	
		ヘクタール		本又は株	
		実施に要した費用			
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	種別	数量	単価	金額
		人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
大島郡龍郷町円字小水1149番（次の図に示す部分に限る。）、龍郷字宇作1440番3
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第708号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所  
霧島市横川町中ノ字城山447番1・447番33（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第709号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称  
(1) クリーニング師研修（第1型）  
(2) 業務従事者講習（第1型）
- 3 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会場の名称	所在地
平成26年10月26日	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構鹿児島職業訓練センター	鹿児島市東郡元町14番3号
平成26年11月30日	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町11103番地

- 4 受講料  
(1) クリーニング師研修 5,000円（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む場合にあっては8,000円）  
(2) 特管物研修 3,000円  
(3) 業務従事者講習 4,500円

**鹿児島県告示第710号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称  
(1) クリーニング師研修（第2型）  
(2) 業務従事者講習（第2型）
- 3 研修及び講習の申込受付期間及びレポート提出締切年月日

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成26年9月12日	平成26年10月10日	平成26年11月14日

平成26年12月1日

平成27年1月9日

平成27年2月13日

## 4 受講料

(1) クリーニング師研修 5,000円

(2) 業務従事者講習 4,500円

**鹿児島県告示第711号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、住用加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第712号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、喜界加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第713号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、曾於市が行う土地改良事業団体営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金柳井谷地区田尻換地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 縦覧書類の名称

換地計画書の写し

## 2 縦覧期間

平成26年6月25日から同年7月23日まで

## 3 縦覧場所

曾於市大隅支所産業振興課

**鹿児島県告示第714号**

平成8年7月5日鹿児島県告示第1083号（政府調達に関する苦情の処理手続）の一部を次のように改正し、平成26年6月24日から施行する。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1(1)中「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束（以下「協定等」に改める。

2(1)中「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）」を「政令」に、「政令第2条第3号」を「同条第3号」に、「協定」を「協定等」に改め、2(2)中「協定」を「協定等」に改める。

4(3)中「5(5)」を「5(6)」に改める。

5(1)中「協定」を「協定等」に、「委員会へ」を「政府調達に関する苦情申立書により委員会へ」に改め、5(9)を5(10)とし、5(8)アからウまでの規定中「提示等」を「提出等」に改め、5(8)シ中「苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の要請又は委員会の」を「その」に改め、

5(8)中ソをチとし、セをタとし、スをソとし、シの次に次のように加え、5(8)を5(9)とする。

ス 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。

セ 委員会は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第7条の不開示情報が含まれる事項について検討を行う場合は、非公開とすることができる。

5(7)ア(ケ)中「すべて」を「全て」に改め、5(7)ウ中「供給者の」を「当該苦情に係る調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の」に、「供給者が」を「当該者が」に改め、5(7)を5(8)とし、5(6)ア中「10日」を「12日」に改め、5(6)エただし書を削り、5(6)オを次のように改める。

オ エの場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、直ちに、委員会に対し、その旨及びその理由を文書で通知するものとする。委員会は、当該通知のあった後直ちに、苦情申立人に対し当該文書の写しを送付するものとする。

5(6)に次のように加え、5(6)を5(7)とする。

カ 委員会は、関係調達機関の長からオの通知を受けた場合には、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書で通知しなければならない。

5(5)中「当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）」を「苦情申立人」に改め、5(5)を5(6)とし、5(4)中「(2)ア」を「(3)ア」に改め、5(4)を5(5)とし、5(3)を5(4)とし、5(2)中「7作業日」を「10作業日」に改め、5(2)イ中「協定」を「協定等」に改め、5(2)を5(3)とし、5(1)の次に次のように加える。

(2) 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認める場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員会は職権で補正することができる。

6(1)及び(2)中「協定」を「協定等」に改め、6(3)中「かし」を「瑕疵」に、「協定」を「協定等」に、「調達の」を「当該調達の」に改め、6中(7)を(8)とし、(4)から(6)までを(5)から(7)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

7(2)中「その旨」を「、その決定の結果及びその理由」に改め、7(3)ア中「5(7)」を「5(8)ア」に改める。

9(1)中「協定」を「協定等」に、「を保管しなければ」を「（電子情報処理組織を使用した当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。(2)において同じ。）を保存しなければ」に改め、9(2)中「保管に」を「保存に」に、「保管期間」を「保存期間」に改める。

10(1)中「協定」を「協定等」に、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する自治大臣の定める区分及び自治大臣の定める額を定める件（平成8年1月19日自治省告示第15号）を「平成26年1月24日総務省告示第11号（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件）」に改める。

別記第1号様式中 「 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 」 を

「 法人その他の団体にあっては、主  
たる事務所の所在地、名称及び代  
表者の氏名 」 に、「有る場合の日時」を「有の場合の日付：」に

改める。

別記第2号様式中 「 法人にあっては、主たる事務所の 」 を



〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

「〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕に改める。」

別記第3号様式及び別記第4号様式中「5(8)カ関係」を「5(9)カ関係」に、

「〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕を〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕に、

「5(8)カの」を「5(9)カの」に改める。

別記第5号様式中「5(8)ケ関係」を「5(9)ケ関係」に、

「〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕を〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕に、

「5(8)ケの」を「5(9)ケの」に改める。

別記第6号様式中「〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕を

「〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕に、「鹿児島県政府調達に関する苦情の処理手続」

を「政府調達に関する苦情の処理手続」に改める。

## 鹿児島県告示第715号

鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年鹿児島県告示第1084号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束」に改める。

第2条に次の1項を加える。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第5条第2項中「通知する」を「通知しなければならない」に改める。

第7条を第8条とする。

第6条中「出納室」を「出納局」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（議事録）

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議長の指名した委員は、これに署名しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年 6 月 24 日から施行する。

### 鹿児島県告示第716号

物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年 6 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱

物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号を次のように改める。

(2) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

第1条の2第4号中イをウとし、アの次に次のように加え、同号を同条第5号とする。

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

第1条の2中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

第2条第1項第6号中「又は個人」を「等」に改め、同号ア及びイ中「暴力団員」を「暴力団員等」に改め、同号ウ中「暴力団員に対して」を「暴力団員等に対して、」に改め、同号エ及びオ中「暴力団員」を「暴力団員等」に改め、同項第7号中「暴力団員」を「暴力団員等」に、 「又は個人」を「等」に改め、同条第2項第5号イ中「営業所」を「事務所又は事業所」に改め、同項第7号中「法人」を「法人その他の団体」に改め、同条第4項中「第2項の申請書及び同項」を「申請書及び第2項」に改め、同条第5項中「、前項本文」を「、同項本文」に改める。

第5条の2第1項第3号中「法人」を「法人その他の団体」に、「本社」を「主たる事務所」に改め、同条第2項中「法人」を「法人その他の団体」に改める。

「申請者

別記第1号様式中  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印 を  
電話番号  
F A X 番号

「申請者

住 所  
(ふりがな)

氏 名 印

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 に、「物品の購入等に係る競争入札資格審査要綱」

電 話 番 号

F A X 番 号

を「物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱」に、「すべて」を「全て」に改め、同様式注中「、種類名」を「及び種類名」に改める。

別記第2号様式中「法人名又は商号」を「氏名又は名称」に改める。

別記第3号様式中「暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員）」を「暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等）」に、「（法）」を「（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に、「又は暴力団員」を「又は暴力団員等」に、「法人又は」を「法人その他の団体又は」に、

「〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕」を「〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕」に改

め、同様式注2中「第1条の2第4号」を「第1条の2第5号」に改める。

別記第4号様式中「所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名」を  
「印」

「住所  
(ふりがな)  
氏名」に改める。  
「〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕」

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月24日から施行する。
- 2 改正後の物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う資格審査について適用する。

#### 鹿児島県告示第717号

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

第2条第5号中イをウとし、アの次に次のように加え、同号を同条第6号とする。

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

第4条第1項第6号中「法人」を「法人その他の団体」に改め、同条第4項中「前項本文」を「同項本文」に改める。

第5条第6号中「又は個人」を「等」に改め、同号ア及びイ中「暴力団員」を「暴力団員等」に改め、同号ウ中「暴力団員に対して」を「暴力団員等に対して、」に、「金銭」を「金銭」に改め、同号エ及びオ中「暴力団員」を「暴力団員等」に改め、同条第7号中「暴力団員」を「暴力団員等」に、「又は個人」を「等」に改める。

第9条第1項第3号中「法人」を「法人その他の団体」に、「本社」を「主たる事務所」に改め、同条第2項中「法人」を「法人その他の団体」に改める。

別記第1号様式中「〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕」を

「〔法人その他の団体にあつては、主〕」

「たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名」に改める。

別記第 2 号様式の 2 中「暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）」を「暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等）」に，「（法）」を「（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」に，「又は暴力団員」を「又は暴力団員等」に，「金銭」を「，金銭」に，「法人又は」

を「法人その他の団体又は」に，「法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名」を

「法人その他の団体にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名」に改め，同様式注 2 中「第 2 条第 5 号」を「第 2 条第 6 号」に改める。

別記第 4 号様式中「法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名」を

「法人その他の団体にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名」に，「（法人）」を「（法人その他の団体）」に，「本社」を「主たる事務所」に改める。

附 則

- 1 この要綱は，平成 26 年 6 月 24 日から施行する。
- 2 改正後の役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の規定は，この要綱の施行の日以後に行う資格審査について適用する。

鹿児島地域振興局告示第 11 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により，次のとおり道路の位置を指定した。

平成 26 年 6 月 24 日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成 26 年 6 月 5 日	鹿児島市泉町 12 番 25-1 号 有限会社イーゼル 取締役 中島哲郎	日置市東市来町長里 字長谷 216 番 6	6.00メートル～ 6.94メートル	48.37メートル

北薩地域振興局告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成 26 年 6 月 24 日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特定非営利活動法人あゆみ	出水市高尾野町 上水流889-1	特定非営利活動法人あゆみ	出水市高尾野町 江内986-11	山下 吉登	平成26年 5月1日	就労継続 支援A型
レストケア出水 デイ・ホスピス センター蘭	出水市上知識町 806番地	株式会社エルリ ストン	出水市上知識町 806番地	森口 隆則	平成26年 5月12日	生活介護

## 始良・伊佐地域振興局告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成26年6月24日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
やまぼうし	霧島市国分新町 1589番5	医療法人桃凜会	霧島市国分府中 町35番50号	北 賢二	平成26年 3月31日	共同生活 援助
特定非営利活動 法人にじの橋	霧島市国分広瀬 二丁目822番地 15	特定非営利活動 法人にじの橋	霧島市国分中央 五丁目13番74号 7	橋 正貴	平成26年 4月30日	自立訓練 (生活訓練)

## 始良・伊佐地域振興局告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年6月24日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハケアウイング あいら	始良市東餅田 1442番地1	リハケアウイング 株式会社	曾於市末吉町深 川2459番地4	野田 秀明	平成26年 5月1日	自立訓練 (機能訓練)
ワークショップ しんあい	霧島市隼人町内 山田一丁目5番 22号	特定非営利活動 法人真愛会	霧島市国分福島 一丁目1番14- 20号	川越美津子	平成26年 6月1日	就労継続 支援B型

## 公 告

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
業務システム用サーバー機器等の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県企画部情報政策課システム管理係

- 鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年5月22日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社九州支店  
福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
  - 5 落札金額  
64,638,000円
  - 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成26年4月11日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年6月24日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年6月24日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー吉田店  
鹿児島市本名町1098番1 外3筆
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
    - ア 変更前 午前9時
    - イ 変更後 午前7時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで
    - イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで
- 3 変更年月日  
平成26年6月10日
- 4 届出年月日  
平成26年6月9日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年6月24日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年6月24日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー田上店

鹿児島市田上六丁目6番1号

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

イ 変更後 午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで

イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

3 変更年月日

平成26年6月10日

4 届出年月日

平成26年6月9日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年6月24日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年6月24日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー武岡団地店

鹿児島市武岡二丁目28番地

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

イ 変更後 午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで

イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

3 変更年月日

平成26年6月10日

4 届出年月日

平成26年6月9日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年6月24日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年6月24日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー西陵店

鹿児島市西陵六丁目21番15号

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

イ 変更後 午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで

イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

3 変更年月日

平成26年6月10日

4 届出年月日

平成26年6月9日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年6月24日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年6月24日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー上荒田店

鹿児島市上荒田町26番4 外5筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

イ 変更後 午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで

イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

3 変更年月日

平成26年6月10日

4 届出年月日

平成26年6月9日

.....

平成26年度職業訓練指導員試験公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、平成26年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の実施期日

(1) 学科試験

平成26年9月7日（日）

ア 指導方法 午前10時から午前11時まで

イ 関連学科 実施しない。

(2) 実技試験

実施しない。



## 2 試験の実施場所

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）

## 3 試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる免許職種

## 4 学科試験の科目

指導方法（職業訓練原理，教科指導法，訓練生の心理，生活指導及び職業訓練関係法規）

## 5 受験資格

試験を受けることができる者は，職業能力開発促進法第30条第3項各号に掲げる者とする。ただし，次のいずれかに該当する者は，試験を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け，当該取消しの日から2年を経過しない者

## 6 試験の免除

実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は，次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲
免許職種に関し，1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し，2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し，職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し，職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科，建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては，学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科，建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては，学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し，応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し，専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

## 7 試験手数料

学科試験 3,100円

8 受験手続

(1) 提出書類等

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

ウ 受験資格を証明する書面

エ 試験の免除を受けようとする者は、試験の免除を受けることができる者であることを証明する書面

オ 試験手数料（鹿児島県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納入すること。なお、受験申請書等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

9 提出書類等の受付期間

平成26年7月25日（金）から同年8月15日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成26年8月15日の消印のあるものまで受け付ける。

10 職業訓練指導員試験受験申請書の用紙の交付

職業訓練指導員試験受験申請書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（縦33センチメートル、横24センチメートルの角形2号）を同封すること。

11 受験票の交付

職業訓練指導員試験受験申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対しては、受験票を交付する。

12 合否判定の基準

学科試験の指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、指導方法に限り合格とする。

13 合格者の発表

合格者の受験番号を平成26年9月26日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、郵便により通知して行う。

14 その他

(1) 試験についての照会（試験の合否に係るものを除く。）は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（電話099-286-3019）に対して行うこと。

(2) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

(3) 試験に関して、不正行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格通知書を返還させる。

(4) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（科目の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示を行う場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

.....  
競争入札の参加者の資格に関する公告

平成26年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする物品等の種類

路面清掃車

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成26年6月24日から同年7月10日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年 6 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
路面清掃車 1台
- (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等  
入札に参加しようとする者で2(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

平成26年6月24日から同年7月10日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札に参加する者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

## (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成26年8月4日午前11時30分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年8月4日午後1時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入

札

- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
 (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
 (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 10 最低制限価格

設定しない。

## 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

## 13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 14 SUMMARY

## (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Broom type road sweeper:1

## (2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

## (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

## (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:30 a.m. 4 August 2014

## (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第67号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年 6 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R デジパチ A - R 2	ベルコ株式会社	3P0802
ぱちんこ遊技機	C R デジパチ A - R A	ベルコ株式会社	3P0814
ぱちんこ遊技機	C R 咲-Saki-A S A	株式会社三洋物産	4P0328

ぱちんこ遊技機	CRギンギラパラダイス3XLD	株式会社三洋物産	4P0486
ぱちんこ遊技機	CR牙狼金色になれXX	株式会社サンセイアールアンドディ	4P0421
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー海猿Y	株式会社三共	4P0448
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー涼宮ハルヒZ	株式会社三共	4P0484
ぱちんこ遊技機	CRモモキュンソード～星と黄金の太刀～ Z	株式会社ソフィア	4P0452
回胴式遊技機	ヘルシングTH	株式会社北電子	3S1259
回胴式遊技機	ニューアームジャグラーEX-KT	株式会社北電子	4S0096
回胴式遊技機	ワイワイマハロKK-30	株式会社北電子	4S0307
回胴式遊技機	SLOTバットマンBB	株式会社エレコ	4S0282
回胴式遊技機	デジスロR3	ベルコ株式会社	4S0432